



新年のご挨拶

明けましておめでとうございます。事業主・被保険者の皆様には健やかに新年を迎えたこととお慶び申し上げます。また、当健保組合の事業運営につきまして平素より多大なるご理解とご協力を賜り心より御礼申し上げます。

健保組合を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、保険料収入の伸び悩みや平成20年度から始まった高齢者医療制度への支援金・納付金等の過重な負担から全国の健保組合の3割が赤字決算となっています。当健保組合の財政状況は、前年度より医療費は減少傾向ですが、支援金・納付金とも増加しており依然厳しい状況となっていますが、本年も保健事業を中心に皆様の健康保持増進に努めるとともに、各種手続きにおいて個人番号（マイナンバー）等の個人情報の厳格な保護・管理を行ってまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

医療費の節約にご協力をお願いします。

皆様には保険料を有効に活用していただくため、必ず、年度に一回は健康診断を受け、生活習慣病の早期発見・早期治療につとめていただくようお願いいたします。

また医療機関等に受診する際は、新薬と同じ成分・効果で薬代の節約ができるジェネリック医薬品を積極的に利用するなど医療費の節約に引き続きご理解・ご協力を願いいたします。

健康保険制度の一部が改正されます。

令和4年1月1日から「全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、健康保険法の一部が改正されました。

1. 傷病手当金の支給期間が通算化されます。

傷病手当金の支給期間は支給開始日から1年6カ月までとされていましたが、不支給となった期間は支給期間に含めず、支給開始日から通算して1年6カ月まで支給されることになります。

2. 任意継続被保険者の資格喪失事由が追加されます。

任意継続被保険者は任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出た場合は、その申出が受理された日の属する月の翌月1日に資格喪失となります。

3. 出産育児一時金の支給額の内訳が変わります。

産科医療補償制度に加入されていない医療機関等で出産された場合や妊娠週数22週未満で出産された場合の出産育児一時金が40.4万円から40.8万円に引き上げられました。なお、産科医療補償制度に加入している医療機関等で出産された場合はこれまでどおり42万円です。

賞与支払届の提出はお済ですか？

賞与の支払があった場合は、「健康保険賞与支払届」の提出をお願いします。なお、賞与の支払がなかった場合は健保組合までその旨ご連絡を、厚生年金保険分については「賞与不支給報告書」を年金機構事務センターへ提出して下さい。

インフルエンザ予防接種の補助を行っています。

健保組合では令和3年10月から令和4年3月までにインフルエンザ予防接種を受けた方を対象に一人につき千円の補助を行っています。対象者は被保険者及び被扶養者の方です。インフルエンザ予防接種を受けた方は忘れずに申請をしましょう。

被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします。

この調査は、被扶養者の適正な認定や保険給付及び健保組合の財政に大きな影響を受ける高齢者医療制度への納付金・支援金支出の適正化を図るための重要な調査です。未提出の場合は大至急提出をお願いします。